

議案第7号

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年10月目黒区条例第23号）の一部を次のように改正す
る。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「
掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって
直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこ
とをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供
しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電
磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項第2
号の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明） 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府
令第86号）により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39

号)が改正されること等に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。